四　第三項の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五　第一項第四号の求めを行つた場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

6　税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

別表第一第七四・〇二項から第七九・〇一項までを削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成三〇年三月三一日」を「平成三一年三月三一日」に改める。

別表第三の一九の項中「関税率表第五三〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち」及び「ラミー糸」を削り、同表の二七の項中「第六二一六・〇〇号」を「第六二一六・〇〇号の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三条　環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、関税暫定措置法第七条の三第六項の改正規定中「ごと」とあるのは「を「ごと」を「物品の輸入数量」に改め」に改め、同法第七条の六第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第二項にただし書を加える改正規定並びに同条第七項の改正規定中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十号

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「施行日から起算して十二年を経過する日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十一号

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の見出しを「（交付金）」に改め、同条第一項中「昭和四十九年度から平成二十九年度までの間においては、政府は」を「政府は、当分の間」に改め、同条第二項中「昭和四十九年度から平成二十九年度までの間における」を削り、「ついては」の下に「、当分の間」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三